

○ 二松学舎大学授業料等納付金に関する規程
(平成9年3月18日制定)

(目的)

第1条 この規程は、二松学舎大学(以下「本学」という。)における授業料等納付金の納入について定める。
(納付金の額)

第2条 授業料等納付金の額は、本学学則及び本学大学院学則に定めるほか、特に定めがある場合を除き、この規程による。

(特定科目の履修費及び手数料等)

第3条 教職課程など、特定科目の履修費及び実習費は、別表1のとおりとする。

2 証明書等の発行手数料は、別表2のとおりとする。

3 再試験料は、別表3のとおりとする。

(編入学者の納付金)

第4条 編入学者の納付金は、入学金、授業料、施設費とする。ただし、授業料及び施設費は、許可された学年次の在學生に適用される金額とする。

(再入学者の納付金)

第5条 再入学者の授業料等納付金は、許可された学年次の在學生に適用される金額とする。

2 再入学者からは入学金は徴収しない。

3 大学院博士後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を取得した者が、博士学位論文提出のため再入学するときの学納金は、別に定める。

(納入方法及び納期)

第6条 授業料等納付金は、毎年6月27日までに納入しなければならない。ただし、授業料、施設費は、これを春学期・秋学期の2回に分けてそれぞれ年額の2分の1ずつ(以下「春学期分」「秋学期分」という。)納入することができる。春学期分・秋学期分の納入期日は、次のとおりとする。

春学期分 6月27日まで

秋学期分 11月27日まで

2 前項の規定にかかわらず、新たに入学を許可された者の納期は、指定された期間内とする。

3 特定科目の履修費等は、指定された期日までに、手数料等は、その都度納入しなければならない。

(延納)

第7条 前条第1項の期日までに納入ができない者は、春学期分については4月20日、秋学期分については10月20日までに延納願を提出し、許可を得なければならない。

ただし、家計の急変その他特別な理由がある場合は、再延納を許可することがある。

2 延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分 7月27日まで

秋学期分 1月27日まで

(分納)

第8条 第6条第1項及び前条による納入ができない者は、春学期分については4月20日、秋学期分については10月20日までに分納願を提出し、許可を得なければならない。

2 分納の金額は別に定める。

3 分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

	第1回	第2回	第3回
春学期分	6月27日	7月27日	8月27日
秋学期分	11月27日	1月27日	2月27日

ただし、卒業又は修了予定者の秋学期分の納付金については、1月27日までとする。

4 分納を許可された者が、前項の期日までに納入しないときは、分納の許可を取り消す。

(授業料等納付金を滞納した者)

第9条 授業料等納付金を滞納した場合は、文書により督促をする。督促を受けた者は、指定された期日までに納入しなければならない。

2 前項の督促を受けても、なお指定された期日までに納入しない場合は、再度文書により督促をする。

3 前項第2回目の督促を受けてもなお指定された期日までに納入がない場合は、本学学則第46条又は、本学大学院学則第34条により除籍する。

(休学者の学生納付金)

第10条 休学者の休学期間中の授業料等学生納付金の扱いは、次のとおりとする。

(1) 各学期の始期から1年間休学する場合は、当該各学期分の在籍料を徴収し、その他の学生納付金は徴収しない。

(春学期については4月20日までに、秋学期については10月20日までにそれぞれ休学願を提出した場合は、休学の始期をそれぞれ学期の始期とすることができる。)

(2) 各学期の途中から連続する次の学期の末まで休学する場合は、当該休学の始期の属する学期分の授業料及び施設費を徴収し、当該学期に連続する次の学期分については、その学期分の在籍料を徴収し、その他の学生納付金は徴収しない。

(3) 各学期の始期(春学期の開始日及び秋学期の開始日)から当該学期(半年間)を休学する場合は、当該学期分の在籍料を徴収し、当該学期のその他の学

生納付金は徴収しない。

(春学期については4月20日までに、秋学期については10月20日までにそれぞれ休学願を提出した場合は、休学の始期をそれぞれ学期の始期とすることができる。)

- (4) 入学年度の4月1日から春学期を休学する場合は、授業料(年額)の半額を徴収しその他の学生納付金は徴収しない。

(派遣留学生の納付金)

第11条 二松学舎大学交換留学に関する規程により、本学から海外協定校に派遣する学生(以下「派遣留学生」という。)の授業料等納付金の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 留学期間が4月1日から翌年3月31日までの場合当該年度の施設費を全学免除する。
 - (2) 留学期間が10月1日から翌年9月30日までの場合出国年度の秋学期分及び翌年度の春学期分の施設費を免除する。
- 2 留学期間中に派遣留学生としての身分を取り消された場合は、免除された施設費は指定期日までに納入しなければならない。

ただし、取り消しの理由が病気などやむを得ないものであると本学が認めたときは、取り消された日の属する学期分以降の施設費を納入するものとする。

(復学者の納付金)

第12条 復学を許可された者は、許可された学年次の在籍学生に適用される授業料等納付金を納入するものとする。ただし、大学院については、休学前に適用していた所定の授業料等納付金を納入するものとする。

- 2 年度中途(10月1日)から復学を許可された者の授業料等納付金は、秋学期分相当の授業料等納付金(年額の2分の1)とする。

(進級保留者等の納付金)

第13条 進級・卒業保留(留年)となった者の授業料等納付金は、当該年度在籍する学年次の在籍学生に適用される金額とする。

- 2 入学後5年以上(休学期間を除く)となる学部4年次の学生で卒業に必要な単位数のうち未修得単位が10単位以下の場合、その年度の授業料等納付金(授業料及び施設費)は、年額の2分の1とする。

(退学者の納付金)

第14条 退学を願い出ようとする者は、当該学期分の授業料等納付金を納入していなければならない。

ただし、春学期分については4月20日、秋学期分については10月20日までに退学願を提出した場合は、当該学期分の授業料等納付金は免除することができる。

この場合、退学許可日は、春学期については前年度3月31日付、秋学期については9月30日付とする。

- 2 退学を命ぜられた者は、退学する日の属する学期分の授業料等納付金を完納しなければならない。

(停学者の納付金)

第15条 停学を命ぜられた者は、停学期間中も授業料等納付金は納入しなければならない。

(学年の途中で卒業、修了する者の授業料等納付金)

第16条 学年の中途(春学期末)で卒業する者、及び大学院博士前期(修士)課程を修了する者の授業料等納付金は、春学期分相当の金額(年額の2分の1)とする。

(科目等履修生の履修料等)

第17条 科目等履修生の履修料等は、本学学則及び本学大学院学則の定めるところによる。ただし、週1回(90分)半期授業の場合の履修料は、半額とする。

- 2 科目等履修生が、次年度も継続して履修生となる場合は、登録料を免除する。
- 3 前2項の規定にかかわらず次の場合は、登録料を免除し、履修料は次のとおりとする。

(1) 本学大学院の正規の課程に在籍する学生が、教職課程等の資格を得るため、学部が開講する科目を履修する場合は、履修料を1科目10,000円(半期授業の場合は5,000円)とする。

(2) 本学学部(旧制の専門学校を含む。)を卒業した者、または本学大学院を修了した者が学部または大学院に開講する科目を履修する場合は、正規の履修料の半額とする。

(3) 本学学生の父母、または本学附属の高等学校生徒の父母が、学部または大学院に開講する科目を履修する場合は、正規の履修料の半額とする。

(授業料等納付金の不還付)

第18条 一度納入した授業料等納付金の扱いは、学則第59条又は大学院学則第37条による。ただし、休学者の授業料等納付金については、この限りではない。

(授業料等納付金滞納による除籍者の除籍取り消し)

第19条 第9条の規定により除籍された者が、次の期日までに滞納した納付金及び当該年度の納付金を納入し、除籍取り消しを願い出た場合は、これを許可することができる。

春学期分の滞納により除籍された者

当該年度の3月31日

秋学期分の滞納により除籍された者

次年度の9月30日

- 2 除籍された者が、滞納した納付金を納入し、退学願を提出した場合は、除籍を取り消し、退学扱いとする

ことができる。

(改 廢)

第20条 この規程の改廢は、理事会が行う。

ただし、事前に教授会（研究科委員会）の意見を聞き、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに理事会が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第6条の納期及び第10条の年度途中からの休学者に係わる納付金の扱いは、平成9年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月17日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年11月24日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月13日）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については、従前の規定による。

2 編入学者の納付金の扱いは、第4条の規定にかかわらず、平成12年度、平成13年度は、従前の規定による。

附 則（平成12年5月26日）

この規程は、平成12年5月26日から施行する。

附 則（平成13年3月21日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成17年度の派遣留学生から適用し、平成16年度の派遣留学生については、従前の規定による。

附 則（平成17年10月25日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日）

この規程は、平成18年6月27日から施行し、平成18年度在学学生から適用する。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第3については、平成18年度から適用する。

附 則（平成20年3月18日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、現に在籍する者については、平成26年4月1日から適用し、平成25年度の扱いは従前の規定に

よる。

附 則（平成27年3月24日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2020年2月25日）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年12月21日）

この規程は、2021年12月21日から施行する。

附 則（2022年2月22日）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年12月13日）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表1

種 類	金 額	備 考
教職課程履修費	35,000円	3年次4月
司書教諭履修費	15,000円	履修登録時
司書課程履修費	30,000円	3年次4月
学芸員課程履修費	15,000円	3年次4月
教育実習費	2週間の場合 10,000円	4年次4月
	3週間の場合 15,000円	
日本語教育実習費	20,000円	実習手続時
介護等体験実習費	10,000円	履修登録時
	15,000円	実習手続時
語学研修・シーズンスポーツ等の履修費・実習費	別に定める	履修・実習手続時

(注) ①教育実習費は、実習校への支払いが生じない場合は徴収しない。

②学芸員実習費は、別途徴収する。

別表2

種 類	手 数 料
修士論文審査料	3,000円
教員免許状申請手数料	1免許状につき 3,300円
成績証明書	200円
単位証明書	200円
教育職員免許状取得見込証明書	200円
科目等履修生取得単位成績証明書	200円
教育実習成績証明書	200円
進学調査書	200円
卒業証明書	200円
修了証明書	200円
所定単位取得証明書	200円
学士称号授与証明書	200円
学位記授与証明書	200円
在籍証明書	200円
在学証明書	200円
卒業（修了）見込証明書	200円

健康診断証明書	400円
学生証再発行料	2,000円
人物に関する証明書	200円
推薦書	200円

各種英文証明書の手数料については、最初の一通は500円、2通目から200円とする。

別表 3

種 類	金 額	備 考
再試験料 (1科目 につき)	2,000円	